

⑩ 路面の凹凸（舗装の異常）

【一般的性状・変状の特徴】

衝撃力を増加させる要因となる路面に生じる道路軸方向の凹凸や段差をいう。

【他の変状との関係】

- ・発生原因や発生箇所にかかわらず，道路軸方向の凹凸や段差は全て対象とする。
- ・舗装のコルゲーション，ポットホールや陥没なども対象とする。
- ・ロックシェッドの谷側基礎が河川近傍の護岸擁壁や海岸擁壁の場合には，擁壁背面（舗装下）の土砂流出が生じることがある。この兆候として生じる谷側の舗装のひびわれや陥没なども対象とする。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	橋軸方向の凹凸が生じており，段差量は小さい（20 mm未満）。
d	—
e	橋軸方向の凹凸が生じており，段差量が大きい（20 mm以上）。 ロックシェッドにおいて，谷側の舗装に変状が生じており，舗装下の土砂流出が発生している可能性がある。

(2) その他の記録

路面の凹凸の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の性状と主要寸法を変状図に記載するものとする。

⑪ 支承部の機能障害

支承部の分類は、次による。

分類	部位・部材
1	支承本体，アンカーボルト
2	主梁落下防止システム（水平アンカー，鉛直アンカーバー等）

【一般的性状・変状の特徴】

当該支承の有すべき荷重支持などの一部又は全ての機能が損なわれている状態をいう。

また，主梁落下防止システム（桁かかり長を除く．）の有すべき機能の一部又は全てが損なわれている状態をいう。

【他の変状との関係】

- ・ 支承アンカーボルトの変状（腐食，破断，ゆるみなど）など支承部を構成する各部材の変状については，別途それぞれの項目でも扱う。
- ・ 支承部の土砂堆積は，原則，「土砂詰まり」として扱うものの，本変状に該当する場合は，本変状でも扱う。なお，支承部の変状状況を把握するため，堆積している土砂は点検時に取り除くことが望ましい。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	—
d	—
e	支承部の機能が損なわれているか，著しく阻害されている可能性のある変状が生じている。

(2)変状パターンの区分

変状パターンを次表によって区分し，対応するパターン番号を記録する．同一要素に複数の変状パターンがある場合は，全てのパターン番号を記録する．

パターン	一般的状況
1	著しい腐食
2	ゴム支承の破損・断裂・異常な変形
3	アンカーボルト又はセットボルトの緩み又は破断
4	傾斜，ずれ，離れ
5	大量の土砂堆積
6	その他

(3) その他の記録

支承部の機能障害の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする．

⑫ その他

変状内容の分類は次による。

分類	変状内容
1	不法占用
2	落書き
3	鳥のふん害
4	目地材などのずれ，脱落
5	火災による変状
6	その他

【一般的性状・変状の特徴】

「変状の種類」①～⑨のいずれにも該当しない変状をいう。例えば，鳥のふん害，落書き，橋梁の不法占用，火災に起因する各種の変状などを，「⑩その他」の変状として扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	—
d	—
e	変状あり

(2) その他の記録

当該変状(鳥のふん害，落書き，橋梁の不法占用等)がある場合，発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，必要に応じて変状の主要寸法等を変状図に記載するものとする。

⑬ 補修・補強材の変状

補修・補強材の分類は次による。

ア)コンクリート部材への補修・補強材

分類	補修・補強材料
1	鋼板
2	繊維
3	コンクリート系
4	塗装

イ)鋼部材への補修・補強材

分類	補修・補強材料
5	鋼板（あて板等）

【一般的性状・変状の特徴】

鋼板、炭素繊維シート、ガラスクロスなどのコンクリート部材表面に設置された補修・補強材料や塗装などの被覆材料に、うき、変形、剥離などの変状が生じた状態をいう。

また、鋼部材に設置された鋼板（あて板等）による補修・補強材料に、腐食等の変状が生じた状態をいう。

【他の変状との関係】

- ・ 補強材の変状は、材料や構造によって様々な形態が考えられる。また、漏水や遊離石灰など補強されたコンクリート部材そのものの変状に起因する変状が現れている場合もあり、これらについても補強材の機能の低下と捉え、本体の変状とは区別してすべて本項目「補修・補強材の変状」として扱う。
- ・ 分類3においてひびわれや剥離・鉄筋露出などの変状が生じている場合には、それらの変状としても扱う。
- ・ 分類4は、「防食機能の劣化」としては扱わない。
- ・ 分類5において、鋼部材に設置された鋼板（あて板等）の変状は、この項目のみで扱い、例えば、「防食機能の劣化」や「腐食」では扱わない。一方、鋼板（あて板等）の変状に伴い本体にも変状が生じている場合は、本体の当該変状でも扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

分類１：鋼板

区分	一般的状況
a	変状なし
b	－
c	補修部の鋼板のうきは発生していないものの、シール部の一部剥離又は錆又は漏水のいずれかの変状が見られる
d	－
e	次のいずれかの変状が見られる。 ・ 補修部の鋼板のうきが発生している。 ・ シール部分がほとんど剥離し、一部にコンクリートアンカーのうきが見られ、錆及び漏水が著しい。 ・ コンクリートアンカーに腐食が見られる。 ・ 一部のコンクリートアンカーに、うきが見られる。

分類２：繊維

区分	一般的状況
a	変状なし
b	－
c	補強材に、一部のふくれ等の軽微な変状がある。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。
d	－
e	補強材に著しい変状がある、又は断裂している。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている。

分類3：コンクリート系

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。 又は、補強材に軽微な変状がある。
d	—
e	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている。 又は、補強材に著しい変状がある。

分類4：塗装

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	塗装の剥離が見られる。
d	—
e	塗装がはがれ、補強されたコンクリート部材に錆汁が認められる又は漏水や遊離石灰が大量に生じている。

分類5：鋼板（あて板等）

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	鋼板（あて板等）に軽微な変状（防食機能の劣化，一部の腐食，一部ボルトのゆるみ等）が見られる。
d	—
e	鋼板（あて板等）に著しい変状（全体の腐食，多くのボルトのゆるみ，き裂等）が見られる。

注）分類が複数該当する場合には，すべての分類でそれぞれ評価して記録する。

(2) その他の記録

補修・補強材の変状の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

⑭ 定着部の変状

定着部の分類は次による。

分類	定着部の種類
1	P C 鋼材縦締め
2	P C 鋼材横締め
3	その他

【一般的性状・変状の特徴】

P C 鋼材の定着部のコンクリートに生じたひびわれから錆汁が認められる状態、又は P C 鋼材の定着部のコンクリートが剥離している状態をいう。

定着構造の材質にかかわらず、定着構造に関わる部品（止水カバー、定着ブロック、定着金具、緩衝材など）の変状の全てを対象として扱う。

【他の変状との関係】

- ・ P C 鋼材の定着部に腐食、剥離・鉄筋露出、ひびわれなどが生じている場合には、別途、それらの変状としても扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
a	変状なし
b	—
c	P C 鋼材の定着部のコンクリートに変状が認められる。
d	—
e	P C 鋼材の定着部のコンクリートに著しい変状がある。